

償却資産（固定資産税）

申告のしおり

土浦市

市政につきましては、平素より格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、償却資産の申告時期がまいりましたので、ご案内いたします。

この申告は、土浦市内に事業用の資産を所有している方が、地方税法第383条の規定により申告していただくものです。

つきましては、申告用紙を同封いたしますので、各事項をよくお読みいただき申告していただきますようお願いいたします。

法定申告期限

令和7年1月31日(金)（厳守）

お願い

- 明細書が不足した場合はコピーをしてお使いください。
- 申告書の控えを必要とされる方は、返信用封筒（切手）を同封してください。

問い合わせ・提出先

土浦市総務部課税課家屋係

〒300 - 8686 土浦市大和町9番1号

TEL 029-826-1111（内線2388・2260・2337）

償却資産とは

○ 償却資産とは

「会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートを貸付している方や事業用の太陽光発電設備を所有する方などが、その事業のために用いることができる構築物・機械・備品などの資産」

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で、法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。

○ 課税対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- 1 耐用年数を経過した資産で法定の減価償却が終わり、帳簿上残存価額のみ計上されている資産（評価の最低限度額は、取得価額の100分の5に相当する額）
- 2 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に償却しているもの（※1）
- 3 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産（※2）
- 4 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- 5 遊休及び未稼働であっても事業の用に供することのできる資産
- 6 割賦購入資産などで代金の完済しないものでも、現に事業の用に供している資産
- 7 事業を行わないものが所有する資産であっても、他の事業を行うものに貸し付けている事業用資産
- 8 家屋の附属構築物・建物設備の内、家屋の評価から除かれるもので事業の用に供せられる資産

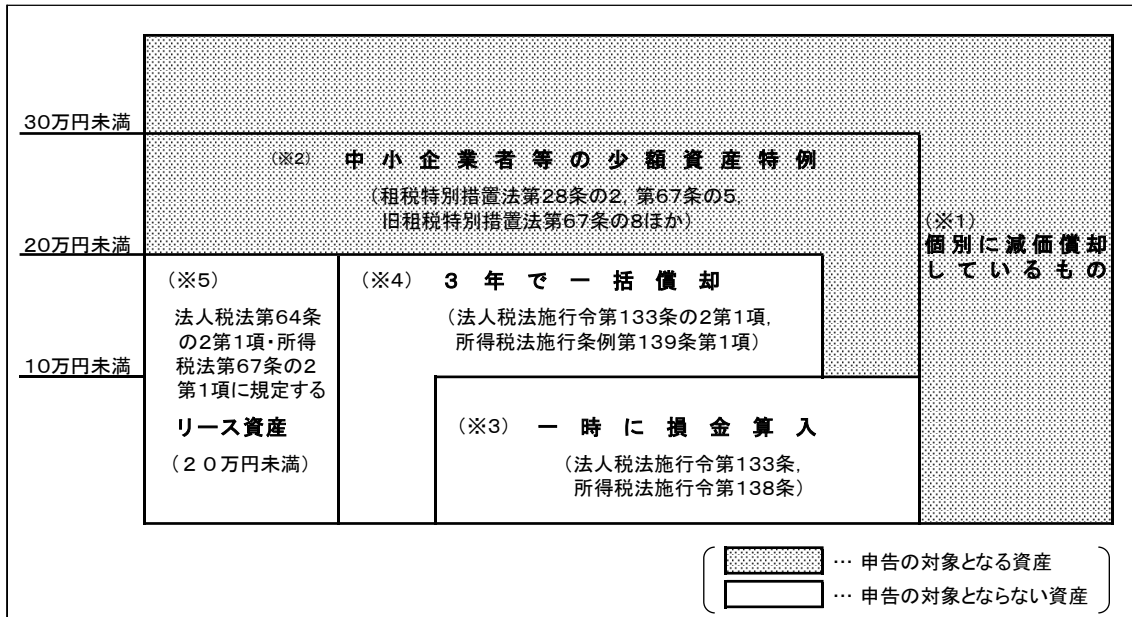
○ 課税対象とならない資産

- 1 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- 2 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権等）
- 3 繰延資産
- 4 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）（※3）
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの（※4）
- 5 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの（※5）

注：（※1）～（※5）については、次ページ<参考>をご参照ください。

<参考>

償却方法と取得価額による申告対象の一覧



申告していただく方

○ 土浦市内で営業されている方

令和7年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人及び法人（該当資産のない方は、申告書備考欄に「該当資産なし」と記載して申告してください。）

○ 土浦市内に貸付け資産のある方

令和7年1月1日現在、市内において直接事業は営んでいないが、市内に事業用の償却資産を貸付けている個人及び法人

申告方法

○ 令和6年度に申告書を提出している方

- 1 令和6年中に資産の増減のあった場合
令和7年1月1日までの間に、増加又は減少した資産を申告してください。
 - 2 令和6年中に資産の増減のなかった場合
令和7年1月1日までの間に、資産が増加又は減少しなかった方は、申告書備考欄の「1. 前年中資産増減なし」に○をつけて申告してください。
- ※ 令和6年度の申告で申告していただいた資産の「償却資産品別明細書」を同封しましたので、ご参考にしてください。
- ※ 電算申告をされる方は、賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産の明細を添付してください。

○ 土浦市ではじめて申告される方

令和7年1月1日現在で、市内に所有している全資産について申告してください。また、前年中に事業所新設等の方で、該当する資産がない場合でも申告書備考欄に「該当資産なし」と記載して申告してください。

○ 償却資産の種類と細目

資産の種類		細目
1	構 築 物	駐車場の舗装、構内舗装、防壁、門、塙、庭園、橋、軌道、その他屋外の給排水設備等
	建 物 構築物 建物附属設備	<p>建物附属設備は原則として家屋に含まれますが、次のものは償却資産として取り扱われます。</p> <p>1 建物の所有者が所有する事業の用に供される次の設備</p> <p>(1) 生産事業（製造・加工・修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗排水設備、加熱用・冷却用のガス設備、給排水設備、ボイラー設備等）</p> <p>(2) 建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットライト、外灯、電話交換機等）</p> <p>(3) 据付式厨房設備、洗濯設備等のサービス業務用設備</p> <p>2 建物の所有者と異なる者が設備したもので、独立して効用をはたす造作建具等（店舗の内装等）</p>
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、モーター、ポンプ等の汎用機械類、ブルドーザー、パワーショベル等自走式作業用機械、太陽光発電設備、その他の機械及び装置
3	船 舶	客船、貨物船、漁船、ボート、ヨット、釣船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具	<p>自転車、手押車、大型特殊自動車、特殊自動車等（フォークリフト、構内運搬車等）</p> <p>(注)自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車又は原動機付自転車は除きます。</p>
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務用機具、各種工具、陳列ケース、冷蔵庫、テレビ、金庫、ルームクーラー、看板、自動販売機、計算機器、パソコン、机、椅子、応接セット、医療用機具、理美容器具、その他の営業用備品等

○ 償却資産と家屋の区分

区 分	償却資産とするもの	家屋とするもの
消 火 設 備	手提式消火器、車両付消火器、ホース及びノズル等	消火栓（建物の内外部の壁に設けたもの）スプリンター、ドレンジャー、警報装置等
温湿度調整設備	可動式の冷暖房機器（パッケージ型エアコンディショナー）、熱交換機、送風機、電動機、ルームクーラー、扇風機、ボイラー独立煙突及び煙道等、新築後取り付けられた冷暖房全装置等	家屋と一体となって取り付けられている冷暖房機器一式（新築と同時に取り付けられたものに限る。）
衛 生 設 備	独立煙道、煙突、温水器、濾過器、元釜、元釜槽、補助釜、補助釜槽、ボイラー等	浴槽設備、便所、水洗設備
電 気 設 備 (1) 照明設備 (2) 自家発電設備 (3) 変電配電設備 (4) 蓄電池設備	(1)ネオンサイン、スポットライト、投光器、電気スタンド、電光掲示板等 (2)発電機、変電器、変圧器、操作盤等 (3)変電器及び生産事業用の電力（変電、送電、配電）設備等 (4)蓄電池、配電盤等	一般照明の配線、照明器具、屋内配線
電話信号設備	交換機、電話器、増設電話設備、スピーカー、マイクロホン、増幅器、充電器、継電器等	電話配線及び左記以外のもの
運 搬 設 備	生産設備としてのエレベーター、シュート、ホイスト、クレーン、ベルトコンベアー等	エレベーター、エスカレーター及び左記以外のもの
給 排 水 設 備	特定の生産事業用給排水設備、屋外の給排水設備	左記以外のもの
特 殊 設 備	機械式駐車場設備等、LAN 設備、昇降回転設備、劇場スクリーン、引幕、移動性照明設備、映写設備等	固定椅子、金庫扉等
店舗及び事業用造作設備	カウンター、商品販売台、陳列棚、ショーウィンドウ、鏡などで床壁又は家屋の一部と接着するもの、容易に取り外しのできるもの	家屋の一部又は家屋の価値を増加せしめる部分

※ 家屋の賃借人が行った事業用の内装工事や、電気、ガス、水道設備工事等は、地方税法の規定により、当該賃借人が申告すべき償却資産となります。

申告書及び 明細書の記入方法

『償却資産申告書（償却資産課税台帳）』

の記載のしかた（13ページの記載例参照）

- | | | |
|---------------------------------|-----|---|
| 1 住所
（又は納税通知書送達先） | ・・・ | 住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。 |
| 2 氏名
（法人にあってはその名称
及び代表者名） | ・・・ | 氏名を記載し、ふりがなを付してください（押印不要）。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。また、屋号があれば記載してください（押印不要）。 |
| 3 個人番号又は法人番号 | } | 申告書の記載例を参照してください。 |
| 4 事業種目（資本等の金額） | | |
| 5 事業開始年月日 | | |
| 6 この申告に应答する者 | | |
| 7 税理士等の氏名 | | |
| 8 短縮耐用年数の承認 | ・・・ | 国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
（「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。） |
| 9 増加償却の届出 | ・・・ | 税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
（「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。） |
| 10 非課税該当資産 | } | 非課税又は課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
（非課税又は課税標準の特例に該当する資産については、摘要欄にその旨を記入してください。） |
| 11 課税標準の特例 | | |

- 12 特別償却又は圧縮記帳 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。
(償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。)
- 13 税務会計上の償却方法 税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。
- 14 青色申告 法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- 15 市(区)町村内における 申告する資産の所在地を記載してください。
事業所等資産の所在地
- 16 借用資産(有・無) 借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。
- 17 事業所用家屋の所有区分 該当する方を○で囲んでください。
- 18 備考 該当する項目に○をつけてください。
所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は3.の該当項目に○をつけて、異動年月日及び異動前名称・住所等を記載してください。その下の記入欄には、特記事項等があれば記載してください。

《 取得価額 》

- 前年前に取得したもの 令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
- 前年中に減少したもの 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
- 前年中に取得したもの 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに購入又は市内への移転等により増加した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

《 評価額、決定価格及び課税標準額 》

電算申告にて申告くださる方は、資産の種類別に記載してください。
(電算申告以外の方は、記載しないで結構です。)

『種類別明細書（増加資産・全資産用）』

の記載のしかた（14ページの記載例参照）

- | | | | |
|----|---------|-------|---|
| 1 | 所有者コード | | 記載する必要はありません。 |
| 2 | 所有者名 | | 氏名又は名称を記載してください。
また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付してください。 |
| 3 | 資産の種類 | | 次の中から該当する番号を記入してください。
1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、
5 車両及び運搬具、6 工具・器具及び備品 |
| 4 | 資産のコード | | 記載する必要はありません。 |
| 5 | 資産の名称等 | | 資産の名称及び規格等を記載してください。
カタカナ・英字・数字で左につめて、また21字以上になるものは簡略化して記載してください。 |
| 6 | 数量 | | 資産の数量を記載してください。 |
| 7 | 取得年月 | | 資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号の「3」は昭和を、「4」は平成を、「5」は令和を意味します。 |
| 8 | 取得価額 | | 当該資産の取得価額を記載してください。
運搬費、設置費等に直接要した費用も含めてください。
中古取得の場合は、買い取り価額です。なお、資本的支出（改良費等）は、本体と区分して記入してください。 |
| 9 | 耐用年数 | | 税務会計上用いられる耐用年数を記入してください。 |
| 10 | 減価残存率 | } | 電算申告以外の場合は、記載しないで結構です。 |
| 11 | 価額 | | |
| 12 | 課税標準の特例 | | |
| 13 | 課税標準額 | | |
| 14 | 増加事由 | | 申告書欄外の「注意」を参照して、該当する数字を○で囲んでください。 |
| 15 | 摘要 | | 耐用年数の変更がある場合はその旨の表示、短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示、非課税・課税標準の特例がある場合にはその旨の表示をしてください。 |

『種類別明細書（減少資産用）』

の記載のしかた（15ページの記載例参照）

- 1 所有者コード 記載する必要はありません。
- 2 所有者名 氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付してください。
- 3 資産の種類 次の中から該当する番号を記載してください。
1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、
5 車両及び運搬具、6 工具・器具及び備品
- 4 抹消コード 記載する場合は、同封しました償却資産品別明細書を参照してください。
- 5 資産の名称等 前年中に減少した資産の名称等を記載してください。記載する場合は、償却資産品別明細書を参照してください。
- 6 数量 資産の数量を記載してください。
- 7 取得年月 令和6年中に減少した資産の取得年月を記載してください。年号の「3」は昭和を、「4」は平成を、「5」は令和を意味します。
- 8 取得価額 減少した資産の取得価額を記載してください。
資産の一部が減少した場合は、減少した部分の取得価額を記載してください。
- 9 耐用年数 当該資産の耐用年数を記載してください。
- 10 申告年度 当該資産について最初に申告した年度を記載してください。
- 11 減少の事由及び区分 当該償却資産が減少した事由とその区分について、該当する番号をそれぞれ○で囲んでください。
- 12 摘要 減少の区分が「2 一部」に該当する場合には、次のように記載してください。
(例) 当初取得価額80万円(数量8)のうち20万円(数量2)分減少

償却資産の 電算申告について

電算処理で申告される場合の要領は次のとおりです。なお、まだ電算申告に移行されていない場合は、早急に電算申告に移行されるよう、ご協力をお願いいたします。

1 電算申告の要件

電算申告の方法と提出書類は、原則として次の要件を満たす必要があります。

- (1) 償却資産申告書は、必ず地方税法施行規則第26号様式によること。なお、一般の申告と異なり「評価額」の欄も記載すること。
- (2) 毎年度、所有する全資産について申告する方法によること。
- (3) 前年中における資産の異動（増加及び減少）について把握できるものであること。
- (4) 種類別明細書は、地方税法施行規則第26号様式別表1の記載項目の全てが出力されていること。（レイアウトの変更、出力項目の追加は可）
- (5) その他の必要な提出書類は、一般の申告と同様に提出すること。

2 種類別明細書の出力要領

種類別明細書は、次の点に留意して全資産について出力してください。

- (1) 毎年1月1日現在のものであること。
- (2) 出力項目は、地方税法施行規則第26号様式別表1の全てであり、資産の種類ごとに区分して集計されていること。
- (2) 特別償却、割増償却、圧縮償却は、これを行わなかったものとして計上されていること。
- (3) 増加資産、陳腐化償却等による控除額の加算または評価額の補正を行うものは、別途計算書を添付すること。（承認書等の写しを添付）
- (4) 課税標準の特例の適用を受ける資産は、特例条項別に区分し、別途計算書を添付すること。
- (5) 改良費は、別途一資産として、区分して計上されていること。
- (6) その他の非課税となる資産についても、区分して集計されていること。

3 評価額の算出要領

全資産について、次の算式により評価額を算出します。

(1) 前年度評価額を基礎とする方法

ア 前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2)$$

イ 前年前に取得した資産

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - r)$$

(2) 取得価額を基礎とする方法

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2) \times (1 - r)^{n-1}$$

※ r は耐用年数に对应的減価率（12ページ減価残存率表参照）

n は資産取得後、当該年度の賦課期日までの経過年数（一年未満の端数は、一年とする。）

なお、評価の最低限度額は、取得価額の5%に相当する額となります。

4 決定価格について

決定価格は、評価額と同額となります。

なお、理諭帳簿価額については平成20年度より廃止となり、固定資産評価基準に基づく評価額を決定価格とすることになりましたので、申告書をご確認のうえ誤りのないようご申告ください。

5 課税標準額について

課税標準額は、原則として決定価格（前記4により求めた額）と同じになりますが、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該資産の決定価格に課税標準の特例率を乗じて得た額が当該資産の課税標準額となります。

電子申告について

平成24年度より電子申告サービスeLTAX(エルタックス)に対応いたしました。是非ご利用ください。

eLTAX(エルタックス)を利用するために必要となる事前の手続きについては、次のリンク先をご参照ください。eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

減価残存率表

耐用年数	減価率 (γ)	減価残存率		耐用年数	減価率 (γ)	減価残存率		耐用年数	減価率 (γ)	減価残存率	
		前年中 取得分 ($1-\gamma/2$)	前年前 取得分 ($1-\gamma$)			前年中 取得分 ($1-\gamma/2$)	前年前 取得分 ($1-\gamma$)			前年中 取得分 ($1-\gamma/2$)	前年前 取得分 ($1-\gamma$)
2	0.684	0.658	0.316	35	0.064	0.968	0.936	68	0.033	0.983	0.967
3	0.536	0.732	0.464	36	0.062	0.969	0.938	69	0.033	0.983	0.967
4	0.438	0.781	0.562	37	0.060	0.970	0.940	70	0.032	0.984	0.968
5	0.369	0.815	0.631	38	0.059	0.970	0.941	71	0.032	0.984	0.968
6	0.319	0.840	0.681	39	0.057	0.971	0.943	72	0.032	0.984	0.968
7	0.280	0.860	0.720	40	0.056	0.972	0.944	73	0.031	0.984	0.969
8	0.250	0.875	0.750	41	0.055	0.972	0.945	74	0.031	0.984	0.969
9	0.226	0.887	0.774	42	0.053	0.973	0.947	75	0.030	0.985	0.970
10	0.206	0.897	0.794	43	0.052	0.974	0.948	76	0.030	0.985	0.970
11	0.189	0.905	0.811	44	0.051	0.974	0.949	77	0.030	0.985	0.970
12	0.175	0.912	0.825	45	0.050	0.975	0.950	78	0.029	0.985	0.971
13	0.162	0.919	0.838	46	0.049	0.975	0.951	79	0.029	0.985	0.971
14	0.152	0.924	0.848	47	0.048	0.976	0.952	80	0.028	0.986	0.972
15	0.142	0.929	0.858	48	0.047	0.976	0.953	81	0.028	0.986	0.972
16	0.134	0.933	0.866	49	0.046	0.977	0.954	82	0.028	0.986	0.972
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955	83	0.027	0.986	0.973
18	0.120	0.940	0.880	51	0.044	0.978	0.956	84	0.027	0.986	0.973
19	0.114	0.943	0.886	52	0.043	0.978	0.957	85	0.026	0.987	0.974
20	0.109	0.945	0.891	53	0.043	0.978	0.957	86	0.026	0.987	0.974
21	0.104	0.948	0.896	54	0.042	0.979	0.958	87	0.026	0.987	0.974
22	0.099	0.950	0.901	55	0.041	0.979	0.959	88	0.026	0.987	0.974
23	0.095	0.952	0.905	56	0.040	0.980	0.960	89	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	57	0.040	0.980	0.960	90	0.025	0.987	0.975
25	0.088	0.956	0.912	58	0.039	0.980	0.961	91	0.025	0.987	0.975
26	0.085	0.957	0.915	59	0.038	0.981	0.962	92	0.025	0.987	0.975
27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962	93	0.025	0.987	0.975
28	0.079	0.960	0.921	61	0.037	0.981	0.963	94	0.024	0.988	0.976
29	0.076	0.962	0.924	62	0.036	0.982	0.964	95	0.024	0.988	0.976
30	0.074	0.963	0.926	63	0.036	0.982	0.964	96	0.024	0.988	0.976
31	0.072	0.964	0.928	64	0.035	0.982	0.965	97	0.023	0.988	0.977
32	0.069	0.965	0.931	65	0.035	0.982	0.965	98	0.023	0.988	0.977
33	0.067	0.966	0.933	66	0.034	0.983	0.966	99	0.023	0.988	0.977
34	0.066	0.967	0.934	67	0.034	0.983	0.966	100	0.023	0.988	0.977

【記載例】

この申告書に対して直接答えてくださる方を記載してください。

償却資産の申告を税理士に委託されている場合は記載してください。

提出する年月日を記載してください。

法人の場合は法人番号13桁、個人の場合は個人番号12桁を記載してください。(右詰め)

該当する方を○で囲んでください。

実際に資産のあるところを記載してとください。借用資産がある場合は、その貸主の名称等(リース会社等)を記載してください。

該当する箇所を○で囲んでください。前年中の資産増減がある場合は、次ページの添付書類が必要です。

特記事項があれば記載してください。(課税標準の特例など)

令和 7 年 1 月 7 日 土浦市長 殿		令和 7 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※ 所有者コード	
住所 (又は納税通知書送達先)	土浦市大和町9番1号 (電話 029-826-1111)	個人番号又は法人番号		8 短期耐用年数の承認	有 ・ 無
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(株)土浦 代表取締役 土浦太郎 (屋号)	事業種目 (貸金等の種別)	食料品製造販売 (〇〇百万円)	9 増加償却の届出	有 ・ 無
資産の種類	前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (三)	4 事業開始年月日	昭和 年 月	10 非課税該当資産	有 ・ 無
1 構築物	2,000,000.00	5 この申告に係る事業の経理者及び氏名	昭和 年 月 土浦 花子 (電話 029-826-1111)	11 課税標準の特例	有 ・ 無
2 機械及び装置	3,000,000.00	6 税理士等の氏名	土浦 三郎 (電話 029-826-3321)	12 特別償却又は圧縮記録	有 ・ 無
3 船舶		7 税理士等の氏名	土浦 三郎 (電話 029-826-3321)	13 税務会計上の償却方法	定率法 ・ 定額法
4 航空機				14 青色申告	有 ・ 無
5 車両及び運搬具				15 市 (区) 町村 内における事業所の所在地	15 市 (区) 町村
6 工具・器具及び備品	1,000,000.00			16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等	
7 合計	3,300,000.00			17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 ・ 借家
資産の種類	評価額 (ホ)	※ 課税標準額 (ト)		18 備考 (添付書類等)	
1 構築物	4,000,000.00	3,560,000.00		※ 該当する項目に○を付けてください	
2 機械及び装置	4,000,000.00	1,160,000.00		1. 前年中資産増減なし	
3 船舶	4,000,000.00	3,560,000.00		2. 前年中資産増減あり	
4 航空機				添付書類	
5 車両及び運搬具				種類別明細書 (増加資産・全資産用) 1枚	
6 工具・器具及び備品				種類別明細書 (減少資産用) 1枚	
7 合計				3. 名称変更・住所変更・合併 市内事業所廃止・廃業・その他 異動前年月日【令和4年 5月30日】 異動前名称・住所等 【土浦市下高津1-20-35】	

電算申告のみ記載してください。

令和7年1月1日現在の取得価額の合計を種類別に記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計を種類別に記載してください。

令和6年1月1日現在の取得価額の合計を種類別に記載してください。

種類別明細書(減少資産・全資産用)の取得価額の合計を種類別に記載してください。

カタカナ、英字、数字で左の方から詰めて記載してください。2文字以上になるものは簡略化して記載してください。

実際に取得した年月を記載してください。年号は「昭和」を3、「平成」を4、「令和」を5で記載してください。

運搬費、設置費等に直接要した費用も含めた取得価額を記載してください。中古取得の場合は、買い取り価額です。

税務会計上用いられる耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた年数）を記載してください。

記載する必要はありません。

令和7年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※	所有者コード		所有者名		取得年月	数量	資産の名称等	取得価額		価額	課税標準額	1枚のうち	
	資産コード	資産の名称等	取得年月	数量				課税標準額	摘要				
01	2	ケイリヨウキ	5	3	1	ケイリヨウキ	1000000	0	1000000	0	1000000	1	2
02	6	パソコン	5	6	2	パソコン	800000	60	800000	60	800000	1	2
03	6	エアコン	5	6	1	エアコン	1200000	60	1200000	60	1200000	1	2
04								0		0		1	2
05								0		0		1	2
06								0		0		1	2
07								0		0		1	2
08								0		0		1	2
09								0		0		1	2
10								0		0		1	2
11								0		0		1	2
12								0		0		1	2
13								0		0		1	2
14								0		0		1	2
15								0		0		1	2
16								0		0		1	2
17								0		0		1	2
18								0		0		1	2
19								0		0		1	2
20								0		0		1	2
					小計			4		3000000			

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 器具・工具及び備品

記載する必要はありません。

非課税・課税標準の特例がある場合は、その旨を記載してください。

欄外の注意を参照して該当する番号を○で囲んでください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

当該資産について、最初に申告した年度を記載してください。

当該資産について、最初に申告した年度を記載してください。

減少した資産の取得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は減少した部分のみの取得価額を記載してください。

記載する必要はありません。

令和 7 年度

※	所有者コード		資産の名称等	数量	取得年月		取得価額 (イ)	申告年度	減少の事由及び区分				所有者名	枚のうち		
	1	2			年	月			3	4	5	6			7	8
01	6	10001	キンセントウログキ	1	3	601	2000000	561	1	2	3	4	1	2	浦	1
02	6	10002	ジムツクエ	2	3	016	2000000	862	1	2	3	4	1	2	浦	1
03									1	2	3	4	1	2		
04									1	2	3	4	1	2		
05									1	2	3	4	1	2		
06									1	2	3	4	1	2		
07									1	2	3	4	1	2		
08									1	2	3	4	1	2		
09									1	2	3	4	1	2		
10									1	2	3	4	1	2		
11									1	2	3	4	1	2		
12									1	2	3	4	1	2		
13									1	2	3	4	1	2		
14									1	2	3	4	1	2		
15									1	2	3	4	1	2		
16									1	2	3	4	1	2		
17									1	2	3	4	1	2		
18									1	2	3	4	1	2		
19									1	2	3	4	1	2		
20									1	2	3	4	1	2		
			小計	3			4000000									

同封しました品別明細書を参照して記載してください。

当該資産が減少した事由とその区分について、該当する番号をそれぞれ○で囲んでください。

償却資産及びその申告に関する地方税法の規定

○ 償却資産

第341条第4号

償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

○ 償却資産の申告

第383条

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第389条第1項の規定によって道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第742条第1項若しくは第3項の規定によって道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

この申告について参考となる事項

○ 価格等の決定と閲覧

申告及び調査に基づいて決定した価格等は、償却資産課税台帳に登録し、市役所で閲覧に供します。価格等の決定は3月末、閲覧は4月以降となります。

○ 税額及び免税点

税 額 ・ ・ ・ ・ ・ 課税標準額 × 税率（1.4%）
免税点 ・ ・ ・ ・ ・ 課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

○ 廃業等について

廃業、事業所閉鎖、休業、名称変更などをされた場合は、事務処理の都合上、お早めにご連絡をお願いいたします。

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、内部造作、簡易間仕切り、駐車場設備、太陽光発電設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印 刷 業	印刷機、製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機等
料 理 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房器具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け等
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール等
医 (歯) 業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス(麻酔)設備等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐 車 場 業	受変電装置、駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
浴 場 業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響装置、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ器、パチンコ器取付台(シマ工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機等
テ ニ ス ク ラ ブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等
農 業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等

※上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。